

第 1 部

總 說

第1章 令和元事務年度（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の主要事項

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われた。

国税庁において申告相談や税務調査等の納税者等と対面によって応対する場合には、手洗い・うがい・マスク着用等の感染防止策と咳や発熱等の症状のある者による応対の禁止を徹底し、感染拡大防止に努めてきた。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、国税庁ホームページによる周知のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、Twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行った。

(2) 所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れるところから、申告会場の小まめな換気や、会場内のパソコンや筆記具など来場者が触れる備品の消毒、パソコンの間隔を広げて申告相談を行うなど、感染拡大防止に万全を期してきた。来場される方に対しても、咳・発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方の相談を御遠慮いただくとともに、確定申告会場に入場される際には、手洗い・マスク着用・手指消毒液の利用などの感染予防への協力

を依頼した。

また、政府の方針を踏まえ、令和2年2月27日に、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を同年4月16日まで延長することを公表するとともに、その後の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、同年4月6日に、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、同年4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることを公表した。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税を利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年5月15日、消費税については同年5月19日にそれぞれ延長した。

(3) 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記(2)の一括延長の対象ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、所得税等と同様に個別に延長を認めることとした。

(4) 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、納税の猶予などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用した。

さらに、緊急経済対策における税制上の措置（下記(5)参照）として、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、1年間、国税

の納付を猶予し、延滞税も免除するとともに、担保の提供も不要とする措置（納税の猶予の特例）を講じた。

これらの猶予制度の適用に当たっては、納税者からの問合せや相談を待つだけでなく、税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知、新聞広告やテレビCMによる広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるよう取り組んだ。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、納税者に対して、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨した。

(5) 緊急経済対策における税制上の措置に関する取組

政府は、新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、上記(4)のとおり「納税の猶予の特例」等の緊急に必要な税制上の措置を講ずることとした（令和2年4月30日施行）。

(6) 調査等の取組

令和2年4月以降の調査等の実施に当たっては、感染の拡大状況を見極めつつ、納税者等の状況に即した対応を行うこととした。

その上で、新規着手事案については、真に調査が必要と認められる事案につき、実施することとし、調査中の事案は、納税者等が調査の実施に関し同意したものについて

て実施した。

また、実地の調査以外の調査及び行政指導の実施に当たっては、原則、電話や書面等の対面によらない方法で実施した。

(7) 酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施した。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連して飲食業界が大きな影響を受けている中、これに基づいて、飲食店等が酒類のティクアウト販売により資金確保を図る観点から酒類小売業免許を取得しようとする場合については、迅速かつ簡素な手続で期限付（6か月）の酒類小売業免許を付与することとした（令和2年4月9日）。
- ② 手指消毒用エタノールの需給がひっ迫している状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図った。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリット等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとした（令和2年4月21日）。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行った。

- ③ 令和2年5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、酒税を課さないこととした。

④ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、業界団体と連携するなど、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション（地域での消費者向けイベント等）及び、日本産酒類の輸出回復・拡大のための販路開拓支援、国際的プロモーション、ブランド化・酒蔵ツーリズムの推進等に取り組むこととした。

(8) 税務大学校の取組

内閣官房（内閣官房副長官補事態対処・危機管理担当）の要請に基づき、税務大学校和光校舎（埼玉県和光市）の学寮を貸与し、令和2年2月1日から同年3月16日までの間、中華人民共和国湖北省武漢市から日本政府が用意したチャーター便で帰国した方やクルーズ船を下りた乗客乗員の健康観察期間中の宿泊施設として受け入れを行った。

なお、全員が退去された後、学寮内の消毒・清掃作業を終了して返還を受けた。

2 消費税軽減税率制度の実施・定着に向けた対応

(1) 制度の概要

令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施され、消費税の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となった。

軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とされた。

(2) 取組

軽減税率制度の円滑な実施・定着に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

軽減税率制度は、消費者や幅広い事業

者に関係するものであり、特に、事業者においては、複数税率に対応した商品管理やレジの導入、区分経理などの準備が必要となった。このような観点から、①関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事業者向けの説明会等の開催、②軽減税率制度の対象品目や区分記載請求書の書き方等について、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aの改訂、③制度のポイントや、区分経理から申告書の作成までの流れを解説したパンフレット等の作成・配布を行うなど、制度内容の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

制度に関する事業者・消費者からの質問・照会等に対しては、全国の税務署に設置している専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）のほか、「消費税軽減税率電話相談センター」（軽減コールセンター）において、体制を充実（令和元年9月から土曜日、10月から日曜日・祝日の対応を追加し、12月まで実施）して対応した。

また、制度実施後初めての個人の確定申告を迎えるため、確定申告会場において、軽減税率の相談窓口を設置し、軽減税率の相談を専門的に受ける職員の配置を行うなど、体制を整備し対応した。

3 スマート税務行政に向けた取組

(1) 概要

国税庁では、平成29年6月23日に「税務行政の将来像」を公表し、ICTを活用した「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱とするスマート税務行政の実現に向けて、各種施策に取り組んでいる。令和元事務年度における主な取組等は以下のとおりである。

(2) 納税者の利便性の向上

確定申告書等作成コーナーのスマートフォン専用画面については、年末調整済みの給与所得者を対象に平成31年1月から提供していたが、令和2年1月からは年末調整が未済の給与所得者や年金所得者等も利用できるように対象を拡大した。併せて、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信について、新たにマイナンバーカード読み取り機能を搭載したスマートフォンでも利用できるように対応した。

このほか、令和2年1月から5月にかけては、確定申告でよくある質問のうち、医療費控除や住宅借入金等特別控除に関するものを対象に、チャットボットによる税務相談の試験導入を行った。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を配置し、申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報を専用のツールを用いて加工・分析し、調査選定に活用する等の取組を行った。

このほか、「税務行政の将来像」に示された方針に基づき、消費税の適正課税の確保、国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応といった重点課題を取り組んだ。

4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の取組

平成29年6月に財務省が公表した「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（平成31年3月末改定）及び「財務省デジタル・ガバメント中長期計画（令和2年3月改定）」に掲げた施策を着実に実施・検討することにより、e-Taxの利便性を大幅に改善することとしており、特に次の点について重点的に対

応を行った。

(1) 大法人の電子申告義務化への対応

令和2年4月1日以後開始する事業年度から、大法人の電子申告義務化が開始することに伴い、大法人を含む全ての法人がコストや手間をかけることなく、簡便に電子申告できるように、「データ形式の柔軟化」や「提出方法の拡充」等の利便性向上施策を講じ、環境整備を行うとともに、次に掲げる取組を実施した。

イ 周知・広報の実施

大法人の電子申告義務化に該当する法人に対しては、リーフレットの郵送等、制度の周知・広報を実施した。

ロ 利用勧奨の実施

電子申告義務化の対象となる法人が、制度改正や申告データを円滑に電子提出するための環境整備の内容を理解し、適正な電子申告が行えるよう、国税庁、国税局、税務署が連携・協調し、計画的かつ着実にe-Tax勧奨等を実施した。

(2) e-Tax利用の簡便化等への対応

イ スマホ専用画面の拡充

令和元年分から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のスマートフォン等専用画面で、2か所以上の勤務先から給与収入がある場合や年金収入や副業の収入がある場合なども利用できるよう拡充することにより、スマートフォン等専用画面による申告の対象範囲を拡大した。

ロ 利用勧奨の実施

スマートフォン等専用画面による申告の対象範囲が拡大することを踏まえ、過去の申告状況を基に、スマートフォン等による申告が見込まれる一定の対象者に対してダイレクトメールを送付するなど、

自宅等からのe-Tax利用に向けた周知・広報を行った。

(3) 相続税申告のe-Taxへの対応

平成31年1月1日以降に開始した相続について、令和元年10月1日以降、e-Taxによる相続税申告書の提出を可能とし、併せて次の取組も行った。

イ 法定外添付資料のe-Tax送信対応

相続税の申告においては、法令上、提出が必要な添付書類に加え、国税当局から提出を依頼している多数の添付書類があることから、PDF形式のイメージデータによる電子的提出を可能とした。

ロ 利用勧奨の実施

国税庁、国税局、税務署が連携・協調して、税理士に対して相続税の電子申告制度の概要やメリットについてリーフレット等を活用した周知・広報を行った。

5 酒類業の振興

令和元事務年度においては、日本酒業界全体での輸出拡大やブランディングを推進する観点から、令和元年9月から12月に日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会を5回開催し、委員等と現状の課題や今後の取組等について議論を行い、同年12月には、これらの議論を踏まえた政府の施策について整理し、中間とりまとめとして公表した。

また、日本酒の輸出拡大に向けた取組等を後押しする観点から、令和2年度税制改正により、輸出用清酒製造免許制度が新たに設けられた。本制度は、令和3年4月から申請可能となり、日本酒のブランド価値の確保・向上を図ることが期待される。

更に、酒類業の振興に係る各種取組について、より一層強力に推進していく観点から、国税庁酒税課内に、事業者の輸出支援を主な業務とする「輸出促進室」を新設するための

予算を措置した。

6 災害への対応

(1) 概要

令和元事務年度においては、日本各地で大規模な災害が発生した。令和元年10月には、台風19号の影響により、東日本を中心とした広範囲で河川の決壊・氾濫等により多大な被害を受けた。このような災害に対し、国税庁においては次のような対応を行った。

(2) 国税の申告・納付等の期限の延長

令和元年台風19号をはじめとする大規模な災害に対し、災害発生直後から、個別指定（災害により申告・納付等をその期限までに行なうことが困難な納税者については申請に基づき期限の延長ができる制度）について、国税庁ホームページ等を通じて周知・広報を行った。また、被災地を管轄する各国税局から、管轄区域内の被災状況について情報収集を行い、被災状況等を勘案し、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、長野県の一部の地域を対象として、国税の申告・納付等期限の延長措置（地域指定）を行った。

(3) 災害に関する税務上の取扱いの周知

次のような災害に関する税務上の取扱い等について、災害発生直後より、パンフレットや国税庁ホームページ等で周知・広報を行った。

イ 所得税及び復興所得税の軽減又は免除等の税制上の措置

災害により住宅や家財などに損害を受けた納税者は、確定申告において、①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税及び復興所得税の軽減又は免除を

受けられる場合がある。

□ 災害により納税が困難な納税者への納税緩和制度の適用

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、「納税の猶予」を受けることができる。

ハ 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置
販売のために所持していた酒類が破損等した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができる。

(4) 被災地への支援

被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるため、内閣府による調整の下、被災者の人命に関わる必需品を緊急輸送するプッシュ型支援が進められた。国税庁においては、令和元年台風19号において、国税局・税務署から要請のあった地方公共団体へ食料品や水等の備蓄品を提供した。

また、仙台国税局及び関東信越国税局において地方公共団体へ職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行った。

第2章 稟税収入状況

第1節 経済概況

我が国の令和元年度の経済動向については「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）」において、「海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。」とされている。

なお、令和元年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

令和元年度の実質国内総生産は、実額で552.9兆円（平成30年度554.8兆円）、成長率は0.3%減（平成30年度同0.3%増）となった。

令和元年度の名目国内総生産は、実額で559.7兆円（平成30年度556.8兆円）、成長率は0.5%増（平成30年度同0.2%増）となった。

2 個人消費

令和元年度の実質民間最終消費支出は、実額で299.8兆円（平成30年度302.7兆円）、前年度比0.9%減（平成30年度同0.2%増）となった。

3 住宅投資

令和元年度の新築住宅着工件数は88.4万戸（平成30年度95.3万戸）で前年度比7.3%減（平成30年度同0.7%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で20.4兆円（平成30年度19.9兆円）、前年度比2.5%増（平成30年度同4.9%減）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

令和元年度の実質民間企業設備投資は、実額で90.5兆円（平成30年度91.1兆円）、前年度比0.6%減（平成30年度同1.0%増）となった。

令和元年度の鉱工業生産指数（平成27年=100）は99.9（平成30年度103.8）となり、前年度比3.9%減（平成30年度同0.3%増）となった。

5 國際收支

令和元年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で75.9兆円（平成30年度80.7兆円）、前年度比6.0%減（平成30年度同1.9%増）となり、輸入は実額で77.2兆円（平成30年度82.3兆円）、前年度比6.3%減（平成30年度同7.2%増）となった。

6 労働力需要

令和元年度の有効求人倍率は1.55倍（平成30年度1.62倍）と0.07ポイント低下し、完全失業率は2.4%（平成30年度2.4%）となった。

7 物価動向

令和元年の国内企業物価指数（平成27年=100）は101.5（平成30年101.3）となり、前年比0.2%増（平成30年同2.6%増）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）（平成27年=100）は101.7.（平成30年101.0）となり、前年比0.6%増（平成30年同0.9%増）となった。

第2節 租税収入状況

1 令和元年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和元年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、58兆4,415億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）60兆1,800億円に対して1兆7,385億円（2.9%）の減収となり、前年度の決算額60兆3,564億円に対して1兆9,149億円（3.2%）の減収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は32.8%と前年度の33.0%を下回り、法人税の一般会計分税収に占める割合も18.5%と前年度の20.4%を下回った。

2 主要税目別収入状況（令和元年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、15兆9,375億円であり、予算額に対して1,975億円（1.3%）の増収、前年度決算額に対して6,275億円（3.8%）の減収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆2,332億円であり、予算額に対して908億円（2.7%）の減収、前年度決算額に対して1,024億円（3.1%）の減収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は10兆7,971億円であり、予算額に対して9,179億円（7.8%）の減収、前年度決算額に対して1兆5,209億円（12.3%）の減収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、2兆3,005億円であり、予算額に対して325億円（1.4%）の減

収、前年度決算額に対して329億円（1.4%）の減収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、18兆3,527億円であり、予算額に対して7,093億円（3.7%）の減収、前年度決算額に対して6,718億円（3.8%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆2,473億円であり、予算額に対して237億円（1.9%）の減収、前年度決算額に対して278億円（2.2%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆2,808億円であり、予算額に対して222億円（1.0%）の減収、前年度決算額に対して670億円（2.9%）の減収となった。

3 令和元年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は56.8%と前年度の58.8%を下回った。